議　第　２３２　号

平成３０年　９　月　３　日提出

熊本市建築基準条例の一部改正について

熊本市建築基準条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　大　西　一　史

熊本市建築基準条例の一部を改正する条例

熊本市建築基準条例（平成２４年条例第１２７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第４３条第２項」を「第４３条第３項」に改める。

第３２条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「第８５条第５項」の次に「及び第６項」を加え、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める。

第３３条中「第４３条第１項ただし書」を「第４３条第２項第１号の規定による認定又は同項第２号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成３０年法律第６７号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提出理由）

建築基準法の一部を改正する法律（平成３０年法律第６７号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。